

税務の四季

発行者 新庄地区税務関係団体協議会

協賛 最上地区税務協議会

(新庄税務署・山形県・新庄市・
金山町・最上町・舟形町・真室
川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村)



真室川町：甌山山開き・番楽奉納祭

澄んだ空と緑の木々の中、天地和合の願いを込め、奉納される舞いは実に見事です。

新年のごあいさつ



最上地区税務協議会会長
新庄税務署長 海藤 宏文

令和八年の新春を寿ぎ、謹んでお慶び申し上げます。
最上地域の皆様には、平素から国・地方公共団体の税務行政の円滑な運営に對しまして、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本誌「税務の四季」は、新庄地区税務関係団体協議会のお力添えにより、年初恒例の発行としており、本号で第76号となりました。
新庄地区税務関係団体協議会及び最上地区税務協議会におきましては、申告納税制度の健全な発展、国税・地方税の円滑な税務運営の実現に向け、本誌を通じて、最上地域の皆様に、身近な税情報を提供しています。

さて、年も改まり、令和七年分所得税、贈与税及び消費税の確定申告の季節となりました。申告手続きの一つである電子申告(e-tax及びeLTAx)は、操作性が年々向上しており、スマホで申告書を作成・提出・保存できます。申告が必要な方は、ぜひご自宅等からのマイナンバーを利用したe-tax申告をお願いします。なお、個人事業者の方は、青色申告決算書又は収支内訳書もスマホで作成できます。

一方、確定申告会場では、混雑緩和を目的に、本年も入場整理券方式を導入するほか、原則として、ご自身のスマホにより、ご自身で申告書を作成していただきますので、マイナンバーカードと暗証番号を忘れずに持参ください。なお、七年度においては、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限到来による更新が多数見込まれますので、確実な更新と暗証番号の亡失予防をお願いします。

また、納付に当たっては、たいへん便利な振替納税をはじめとする、各種キャッシュレス納付をご利用ください。結びに当たり、最上地域の皆様が多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

税理士による無料相談

とき 令和8年2月6日(金)

午前9時30分～午後3時30分まで

ところ ゆめりあ2階会議室



今年もまた「確定申告」の時期が近づいてまいりました。

東北税理士会新庄支部では、小規模事業者の方や還付申告をされる方々を対象にして「税の無料相談」を実施いたします。

※多くの方々にご利用いただくために、ご来場にあたっては、次の事項に留意してください。

- 1 各種金額の計算のための資料は、集計のうえお持ちください。
- 2 前年も申告している方は、前年の申告書の控えなどもお持ちください。
- 3 事業者については、所得金額3百万円以下の方、消費税については、前々年分の課税売上が3千万円以下の方とします。
- 4 譲渡所得、贈与税、相続税についての相談は行いません。
- 5 事業所得、不動産所得等を生ずる全ての方が記帳、帳簿保存の義務があります。この際に相談ください。
- 6 申告書の記入については、原則、ご本人にさせていただきます。
- 7 会場では、作成済みの申告書はお預かりいたしかねますので、ご自身で提出してください。

還付申告のいろいろ

退職者で年末調整をしていない方。(状況によっては、納付の場合もあります。)

二か所以上の給与所得がある方。(状況によっては、納付の場合もあります。)

医療費控除をおこなう方。

医療費の領収書・保険金等で補てんされる金額のわかるものをご準備願います。

住宅ローン控除をおこなう方。

対象内容により、ご準備いただく書類が異なりますので、事前に各種パンフレットなどでご確認の上、ご準備願います。

問い合わせは、下記の税理士へ……

(東北税理士会新庄支部会員)

早坂 吉孝 新庄市城西町七一一 TEL 二三一三九一〇	門脇 茂 新庄市松町二二一〇 TEL 二二一三二四三	高山 孝治 新庄市常盤町二一三六ラオレヤキ〇三 TEL 二九一三九〇一	坂川 達志 新庄市鉄砲町九一七 TEL 二二一八二一一	菅 進 新庄市金沢一五八二一八 TEL 三二一四三五	菅 一優 新庄市金沢一五八二一八 TEL 三二一四三五	税理士法人ピエッピエ新庄事務所 新庄市城西町七一一 TEL 二三一三九一〇	税理士法人プロゲート 新庄市鉄砲町九一七 TEL 二二一八二一一
-----------------------------------	----------------------------------	---	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---	--

● 税務書類の作成・相談は正規の税理士へ!!

● 税理士業務は、有償・無償を問わず税理士でなければ行うことは出来ません。

令和7年度
確定申告
スマホとマイナンバーカードで！
自宅からe-Taxで完結！

24時間
オンラインで
申告可能！
※メンテナンス時間を除く

74%の方が
e-Taxを利用

取引や会計
などに関わる
日々の業務を

作成した申告書はそのまま自宅から
e-Taxで送信！添付書類※2の提出も
不要で手間いらず！

デジタル化で
効率UP!

1 **e-Taxに必要なもの**
マイナンバーカードとスマホ※1のみ

2 **申告書の作成**
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」なら、
自動計算で申告書が完成！マイナポータル連携
を利用すれば、給与・年金・医療費・ふるさと
納税などの情報を申告書に自動入力！

3 **申告書の提出**
作成した申告書はそのまま自宅から
e-Taxで送信！添付書類※2の提出も
不要で手間いらず！

4 **申告後**
申告内容をいつでも受信通知から
確認可能！還付金の早期還付！

国税庁
会計ソフトの導入等
でIT導入補助金の
利用も！
<https://www.nta.go.jp>

PCやスマホで効率よく！
キャッシュレス納付!

✓自宅やオフィスから
スマホ・PCで納付可能！
✓24時間いつでも納付可能！
✓納付方法が選べて便利！
✓納付書と現金不要で手間いらず！
✓簡単＆スピーディーな手続で待ち時間なし！

※1 マイナンバーカード読取対応のスマホに限ります。
事前にスマホへマイナポータルアプリのインストールを行ってください。
※2 一部の書類を除きます。

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。
→詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。

申告期限
所得税および
復興特別所得税・贈与税
令和8年3月16日(月)まで
消費税および
地方消費税(個人事業主)
令和8年3月31日(火)まで

確定申告書作成
コーナーで
申告書の作成
手順を動画で
ご案内してい
ます。
確定申告書の提出
も、このコーナー
から可能です。

確定申告会場での相談を希望される方は、
「国税庁LINE公式アカウント」から
オンライン事前予約の手続きをお願いします。

確定申告特集
<https://www.nta.go.jp>

○開設場所：新庄税務署
○開設期間：令和8年2月16日(月)から3月16日(月)《土・日・祝日を除く》
○開設時間：午前9時から午後5時
※申告書作成会場では、ご自宅からと同様に原則ご自身のスマホにより、ご自分で申告書等を作成していただきます。
マイナンバーカードとマイナンバーカードの各種電子証明書のパスワードをご持参ください。
※当日の相談受付は、相談枠に限りがありますので、LINEによる事前予約を是非ご利用ください。

●青色申告コーナー
開設期間：令和8年2月16日(月)から3月16日(月)《土・日・祝日を除く》
税務署・都道府県・市区町村

山形県知事賞
山形県納税推進協議会
三年八 欽 ち か

私は税金のいちばん重要な使い
道は、地震や洪水などの災害によ
る被害の復興だと思えます。だか
ら私はいざというときに税金を復
興のために使えるように、税金か
らつくられているものを大切にし
ていきたいです。

私が住んでいる舟形町では去年
の七月、大きな豪雨災害にいま
した。川は氾濫し、土砂くずれが
起きて、橋や家が壊れてしまっ
たところもありました。私が住んで
いる地区でもそれらの影響で道路が
通行止めになってしまっていました
。そのため、買い物に行くだけ
でも遠回りをして行かないといけ
ない状況で、不便で大変なのが当
分続くと考え、と気が重くなりました
。しかし、災害発生日から六
日後、片側交互通行が可能になり
ました。私はこの早さにくすくす驚
いたことを覚えています。そして
この復興作業は税金によって行わ
れていることもこのとき知りまし
た。もし、税金がなかったら、道
路や橋や家がくずつとあつたまま
で一生土砂まみれの通れない道とな
っていただろうと考えるとその不便さ
と残酷な見た目の見栄えの悪さに
ゾッとします。また、災害が起き
たときにその多くが避難場所にな
っていた公共施設も調べてみると
税金が使われていることがわかり
ました。税金がなくなるとこれら
の公共施設もなくなってしまうと私
達も命の危機にさらされているか
もしれません。このように税金が

みなさんは税金ときいてどんな
イメージをもちますか？税とは何
かはつきり分らない人もいるの
ではないでしょうか。私も税とは
何かが分らない、ただお金をとられ
ているかと思っていました。なので
「税金なんてなくないの」
とは私たちが生活に欠かさない存
在なのです。

例えば、私たちが通っている学校
にもたくさん税金が使われていま
す。教科書、机、エアコンなど
他にもたくさんあります。私は、
教科書が無料で配られる事がふつ
つと

令和7年度「中学生の『税についての作文』」及び「税に関する高校生の作文」の受賞者（敬称略）

表彰団体及び賞	学 校 名	学 年	氏 名	題 名
山 形 県 知事賞	舟形町立舟形中学校	3	八 欽 ち か	私達の強い味方「税金」
山形県納税推進協議会	舟形町立舟形中学校	3	星 川 優 希	税金に支えられる私たち
新 庄 税 務 署	最上町立最上中学校	3	阿 部 弦 太	僕たちには見えない税の力
新 庄 税 務 署	最上町立最上中学校	3	岸 美 波	みんなの税金を
新庄地区税務関係団体協議会	新庄市立日新中学校	2	佐 藤 蒼 輔	ポテチでも税は学べる
新 庄 国 税 モ ニ タ ー 会	新庄市立明倫学園	8	長 沼 樹 希	身近な税を知る
新 庄 税 務 署	山形県立新庄神室産業高等学校真室川校	3	栗 田 愛 梨	怪我をして知った税の大切さ。
新 庄 国 税 モ ニ タ ー 会	山形県立新庄北高等学校最上校	3	三 浦 明 莉	十八歳になって
租税教育推進校等表彰 (新庄税務署長賞)	大蔵村立大蔵小学校			租税教育推進校等表彰制度は、租税教育の一層の充実を図るため、児童・生徒 に対する租税教育の推進（租税教室の開催、税のはがきや作文の応募等）に特に 功績のあった学校等に感謝状を贈呈する制度です。

新庄地区税務関係団体協議会会長賞は、受賞者の希望により掲載を差し控えていただきます。

山形県知事賞
山形県納税推進協議会
三年八 欽 ち か

私は税金のいちばん重要な使い
道は、地震や洪水などの災害によ
る被害の復興だと思えます。だか
ら私はいざというときに税金を復
興のために使えるように、税金か
らつくられているものを大切にし
ていきたいです。

私が住んでいる舟形町では去年
の七月、大きな豪雨災害にいま
した。川は氾濫し、土砂くずれが
起きて、橋や家が壊れてしまっ
たところもありました。私が住んで
いる地区でもそれらの影響で道路が
通行止めになってしまっていました
。そのため、買い物に行くだけ
でも遠回りをして行かないといけ
ない状況で、不便で大変なのが当
分続くと考え、と気が重くなりました
。しかし、災害発生日から六
日後、片側交互通行が可能になり
ました。私はこの早さにくすくす驚
いたことを覚えています。そして
この復興作業は税金によって行わ
れていることもこのとき知りまし
た。もし、税金がなかったら、道
路や橋や家がくずつとあつたまま
で一生土砂まみれの通れない道とな
っていただろうと考えるとその不便さ
と残酷な見た目の見栄えの悪さに
ゾッとします。また、災害が起き
たときにその多くが避難場所にな
っていた公共施設も調べてみると
税金が使われていることがわかり
ました。税金がなくなるとこれら
の公共施設もなくなってしまうと私
達も命の危機にさらされているか
もしれません。このように税金が

税金に支えられる私たち
舟形町立舟形中学校 三年 星 川 優 希

うだと思っていました。でも、そ
れも税金が使われているのです。
こうした環境が整っているからこ
そ、私たちは安心して快適に学
事ができているのです。また、災
害時や非常時に利用する消防車、
救急車です。日本では、電話をす
るとすぐに無料で駆けつけてくれ
るが、有料な国もあります。緊急
車両に道をゆずる習慣が付いてい
なくて、スムーズに走行できなく
到着が遅れる国もあるそうです。
これも、税金がないと無料ではな
くなり、日本もこのようになって
しまうかもしれません。

私の曾祖母は、日中家に話し相
手がなくて、退屈だつたり、脳
の活性化のため週に二回ほどデ
イサービスに行っていました。朝、
送迎車が迎えにきてくれて、施設
の専門スタッフがお風呂に入れて
くれたりします。曾祖母はデイサ
ービスを毎週楽しみにしていて、
帰ってくる、今日は何をしてい
たか、どんなことを話したか、お
友達とどんなことを話したか、お
昼は何を食べたかなど楽しそうに
話してくれて、私も嬉しかったで
す。その費用の一部が税金によっ
て支えられていると聞いて、私は
初めて、「税金は誰かを笑顔にし
る力」があるのだと感じました。
私は、これらの話を聞いて思い
ました。自分に関係ないと思っ
ていたお金が、どこかで誰かを助け
笑顔にしているということだ。
そう考えると、税金はなくてはな
らない存在だということが分か
ります。

今の私は、税金を支えられなが
ら生活し、学び、明るい未来へと
少しずつ近づいています。そして
将来は、私も働き税金を納める側
となり、誰かの夢や命を支える番
となります。そのことを思うと、
夢へと近づけ、命を守り、社会を
支える。これが税金の本当の役割
なのではないでしょうか。

そのとき、自分の納めた税金の
使い道などを理解し、税金を納め
ることで社会の役に立っている
という誇りを持ちたいです。

私は、これから税金の使い道
に関心を持ち、自分の未来と真剣
に向き合っていきたいです。そし
て、税金への感謝を忘れずに、少
しでも社会に貢献できる大人にな
りたいと思います。

令和7年度
納税表彰受彰者

申告納税制度の発展と納税道義
の高揚に功績のあった次の方々
が表彰を受けられました。

財務大臣表彰
大場 利 秋 様
(元東北六県法人会連合会理事)

新庄税務署長表彰
大場 茂 様
(元公益社団法人新庄法人会理事)

小松 伸 也 様
(公益社団法人新庄法人会理事)

新庄地区税務関係団体協議会 構成団体

公益社団法人
新庄法人会
会長 鈴木 富士雄
新庄市飛田一三三二
Tel.二二一三四〇三

新庄青色申告会
会長 有 路 明 弘
新庄市住吉町三一八
Tel.二二一六八五五

新庄間税会
会長 涌 井 洋 一
新庄市飛田一三三二
Tel.二二一三四〇三

新庄小売酒販組合
理事長 佐々木 新一郎
新庄市宮内町八一五
Tel.二二一三六八〇

東北税理士会新庄支部
支部長 坂 川 達 志
新庄市鉄砲町九一七
Tel.二二一八二一一

新庄商工会議所
会 頭 柿 崎 力 治 朗
新庄市住吉町三一八
Tel.二二一六八五五

もがみ北部商工会
会長 高 橋 智 之
最上郡真室川町新町三三一九
Tel.六二一三三四七

もがみ南部商工会
会長 佐 藤 隆
最上郡最上町大字向町五八四
Tel.四三二二一八四